

生総発第211号
総発第87号
地発第144号
少発第114号
生保発第148号
捜一発第274号
平成7年4月1日

各部（室）課（隊）長
各 参 事 官
警 察 学 校 長
各 警 察 署 長
殿

岐阜県警察本部長

「地域安全の日」の設定について（例規通達）

安全で住みよい地域社会を実現するためには、市民生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害の被害を未然に防止する地域安全活動が重要であり、この活動を推進するに当たっては、警察と地域住民、自治体との緊密な連携及び警察活動の強化が不可欠である。

このため、地域安全に対する内外の認識を高め、積極的な活動を展開するため、毎月20日を「地域安全の日」と定め、別添「地域安全の日推進要領」により、平成7年4月1日から実施することとしたので、下記の事項に留意のうえ、効果的な活動を推進されたい。

なお、「防犯の日の設定について」（昭和52年12月23日付け防少発第610号、秘発第115号、務発第474号、捜一発第1024号、捜二発第710号、生保発第333号、外発第518号）は、廃止する。

記

- 1 「地域安全の日」は、安全で住みよい地域社会を実現しようという住民意識の高揚と自主活動の促進を図るため、県民を挙げて推進する活動とする必要があることから、地域住民、自治体及びその他関係機関並びに団体と十分な連絡・協議を行い、全面的な支持協力が得られるよう配慮すること。
- 2 この活動は、長期的かつ継続的に推進するものであるから、地域の実情に合わせて盛り上がりを図るよう配慮し、実施事項等について無理な押付けをして、一時的な活動に終わることのないようにすること。
- 3 生活安全関係諸行事は、努めて「地域安全の日」に実施するよう部内において調整し、組織の総力を上げて推進されるよう配慮すること。

別添

「地域安全の日」推進要領

第1 設定の趣旨

地域住民の生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害（以下「犯罪等」という。）の被害を未然に防止して、安全で住みよい地域社会を実現するため、住民自らが「自分達の街の安全は自分達で守る」という意識の高揚を図り、積極的な自主活動の実践を促し、また、警察による地域安全活動を特に強化する日として「地域安全の日」を設ける。

第2 地域安全の日

毎月20日を「地域安全の日」とする。

第3 推進の主体

「地域安全の日」の実施主体は、地域住民及び警察とする。

第4 推進の重点

地域における犯罪等の発生実態及び地域住民の要望を反映した事項に重点を置くものとする。

第5 地域住民による地域安全活動

1 犯罪防止活動

(1) 重点パトロール

ア 乗り物盗、侵入盗、ひったくり事案等犯罪類型に応じた場所を選定して実施する。

イ 幼児等を対象とした声かけなどの連れ去り前兆事案、高齢者を対象とした悪質商事事案等被害対象に応じ、危険な場所及び高齢者の家庭を対象として実施する。

ウ たまり場での少年補導、少年を取りまく有害環境の浄化、子どもの遊び場となりやすい危険箇所の解消、ゴミ不法投棄の防止等地域環境に応じた犯罪等の防止活動を実施する。

(2) 地域座談会

地域住民の要望等を的確に把握し、今後の施策に反映させるために、可能な限り小単位での地域座談会を開催する。

(3) 防犯広報

ア 地域安全指導員、防犯団体員等が中心となり、街頭広報、巡回広報を行う。

イ 地域安全指導員等の主催による防犯教室、講演会等を開催する。

(4) 防犯診断

地域安全指導員、防犯団体員等を中心とした、職域における自主防犯点検及び自治会、校下等を単位とした相互防犯診断を行う。

(5) 街頭指導・環境点検

地域安全指導員、少年補導員及びPTA役員、防犯団体員等を中心とした街頭補導活動、少年に対する有害な環境等の点検及び浄化活動を行う。

2 居住環境整備活動

(1) 危険防止活動

暗がり、工事現場、廃屋、空き家等犯罪の発生しやすい場所及び用水、貯水池等水難事故の危険の高い箇所等に対するパトロールを行い、管理者に危険防止対策を要請する。

(2) 安全灯の点検

安全灯設置状況の点検を行い設置者、管理者に対する安全灯の設置及び適切な保守、管理を要請する。

3 犯罪等被害弱者連絡活動

両親共働きによる児童のみの在宅家庭、高齢者家庭等犯罪の被害を受けやすい地域住民の要望に応じた訪問、連絡を行う。

4 困りごと相談活動

犯罪の被害者、高齢者家庭等地域住民が直面する様々な困りごとに関する情報収集、相談及び各種相談窓口の紹介を行う。

第6 警察による地域安全活動

1 犯罪等防止活動

(1) 広報啓発

ア 各種広報媒体の活用による犯罪等の予防活動を展開する。

- ・報道機関、広報紙（誌）発行機関等に対する協力要請と資料提供
- ・地域安全旗、立看板、ポスター等の掲出
- ・広報紙、チラシ等の作成配布
- ・有線放送施設の利用、広報車による巡回広報の実施

イ 防犯教室、講演会、地域安全座談会、研修会、防犯映画会等を積極的に開催するとともに、町内会（自治会）老人クラブ、青年団、婦人団体等の会合の場を利用して広報活動を行う。

(2) 防犯診断、防犯指導

ア 一般家庭の戸締まり設備、防犯ベル、非常警報装置等の点検、指導

イ 金融機関、パチンコ景品買取所、深夜スーパー、火薬庫（貯蔵所）銃砲店等に対する防犯体制・設備の点検、指導

ウ 自動車、オートバイ、自転車等の施錠状況の点検及び自転車防犯登録の指導

エ 駐車場と自転車駐輪場における管理体制及び環境整備等の指導

オ 被害発生時の措置及び連絡方法等の指導

(3) 警戒警ら

ア 犯罪等の発生状況及び地域住民の要望に沿った警ら活動の強化

イ 地域メッシュ犯罪類型別防犯活動指定エリア及び繁華街、団地等に対する警ら活動の強化

ウ 一斉防犯夜警の実施

2 地域安全指導員への訪問活動

地域安全指導員と面接し、地域住民の身近な犯罪の発生状況、犯罪類型別防犯ノウハウなどの地域安全情報を提供するとともに、各種情報収集に努める。

3 少年非行防止活動

(1) 一斉街頭補導等

少年補導員と連携し、少年のたまり場となる盛り場、駅、公園、自動販売機コーナー等における一斉街頭補導を実施する。（県下一斉街頭指導実施計画による。）

(2) シンナー乱用防止

シンナー、接着剤、塗料等の販売店に対する指導及び事業所、学校等への呼びかけによりシンナー乱用の防止を徹底する。

4 防犯相談活動

悪質商法や高金利等の生活経済事犯、公害苦情、少年問題、その他日常生活上の困りごと等の各種相談の積極的な受理に努め、関係機関等への連絡を徹底するなどの保護活動を促進する。

第7 活動実施状況の報告

「地域安全の日」における活動実施結果は、別記様式によりその都度、報告すること。

別記様式

(表)

発 第 号		年 月 日	
岐 阜 県 警 察 本 部 長 殿		警 察 署 長	
<p>「地域安全の日」実施状況報告</p> <p>下記のとおり「地域安全の日」(パトロール、座談会、防犯教室、一斉防犯診断、広報資料の作成配布等)を実施したから報告する。</p>			
実 施 行 事 名			
実 施 年 月 日 時			
実 施 場 所			
実 施 者 (参 加 者)	警 察 側	関 係 ボ ラ ン テ ィ ア	地 域 住 民
		名	名
		名	名
		名	名
		名	名
	計	名	計
合 計		名	
作 成 広 報 資 料	資 料 名		数 量

(裏)

記	事 (実施概要等を簡記)

- 備考
- 1 パトロール活動の実施対象、場所及び防犯診断の実施対象、戸数については実施場所欄に記入
 - 2 広報資料等は添付すること。